



INDEX

- 第一章 密輸とか脱税とか、言葉は物騒ですが
- GST 監査報告書「GSTR-9C」について



Chapter.01

第一章 密輸とか脱税とか、言葉は物騒ですが

ターメリックという、カレーに使われる黄色いスパイスをご存じだと思います。日本ではウコンの名で親しまれていますが、新型コロナウイルス感染拡大後に、人間の免疫力を高めるその効能がヨーロッパを中心に脚光を浴びているのはご存じでしょうか。インドのお隣の国スリランカでは、昨年来のスパイス類輸入禁止政策に加え、今年の特需でターメリックが一気に極度の品薄状態となり、その結果としてインドからの密輸の急増が社会問題となっています。ともあれ 2021 年の年始は「おせちもいいけどカレーもね」、ぜひスパイスで免疫力を高めましょう。（※この昭和時代の CM をご存知の方が読者にどれぐらいいっしょるでしょうか、、、笑）

ところで「密輸」と聞いてまず連想するのは、麻薬や銃器などの輸入禁止貨物の輸入や、それに関係して起こる犯罪のことであるかも知れませんが、日本の関税法の罰条では、輸入品の関税を不正に免れる行為（関税の脱犯）もれっきとした「密輸犯」として懲罰の対象になります。インドの通関法 (Custom Act) においても、貨物輸入時の虚偽申告は、「不正輸入行為」として密輸犯と同列の記載がなされており、懲罰の対象となっています。

現在、日本を含む 15 の国・地域と自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA) を結んでいるインドは、2020 年 9 月 21 日より、貨物輸入時の関税決定における原産地証明手続きの管理についての新ルールを施行しました。CAROTAR,2020 というこのルールは、原産国を偽って FTA 締結国の特惠関税を受けようとする輸入貨物を取り締まる目的で、真の原産国を適正にかつ厳格に審査するための手続きを定めています。この CAROTAR,2020 については、「最新インド税務の注意点 Vol.13 新しい原産地規則「CAROTAR,2020」による手続きの厳格化」をご参照下さい。

<https://g-japan.in/news/tax-vol-013/>



さて少しスパイスの話に戻ります。英雄たちを虜にしてきたかの女王クレオパトラがクローブ（丁子）の官能的な香りを漂わせていた紀元前の時代から、インドと古代ローマ・ギリシャはスパイスの交易で結ばれており、15世紀の東ローマ帝国の滅亡後のオスマン帝国は、インドからの航路を独占支配したのち、他国による西方へのスパイス交易に高関税をかけ、莫大な利益を得ました。その直後に始まった大航海時代、そして第二次世界大戦後まで続いた植民地・帝国主義時代もまた、人類の交易地開拓の足跡そのものなのです。

第二次世界大戦前までは、インドを含む英連邦内の特惠関税制度に代表されるような経済ブロックや保護主義が世界の趨勢でしたが、その経済競争が、8000万人ともいわれる犠牲者を出した同大戦の一因になったとの反省から、1948年、関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade: GATT) にインドを含む53か国が署名し、1995年に世界貿易機関 (World Trade Organization: WTO) が発足するまで、2国間あるいは多国間のFTA締結による関税の削減や撤廃による経済の相互発展を進める役割を果たしてきました。

前述したインドの新ルール CAROATR,2020では、輸入者にとっては当該貨物とその審査の対象となった場合の通関手続きの煩雑化の懸念があり、一方の原産国側の輸出者にとっては、輸入契約価格の利益構造までも輸入者に開示されてしまうなどの懸念があるものの、インド政府はこの新ルールによって、自由貿易下の適正な関税収入の確保および“メイク・イン・インディア”政策下での国内製造業の保護と発展をさらに推し進めていくでしょう。

(次号に続く)

Chapter.02 第二章 GST 監査報告書「GSTR-9C」について

さて、前回までご説明をしてきました GSTR-9 (GST の年次申告フォーム) に引き続き、今回からは GST の監査報告書である「GSTR-9C」について具体的にご紹介をしていきたいと思えます。

1. GSTR-9C とは？

GSTR-9C は、GSTR-9 で申告されている売上額、GST 納税額および ITC (Input Tax Credit : 仕入税額控除) の金額が、申告者の監査済決算書類の売上額、GST 納税額および GST Receivable の金額と一致していることを証明するフォームです (※各項目の詳細は次回のニュースレターでご案内します)。GSTR-9C の申告時には監査済決算書類を添付する必要があります。

※GSTR-9の詳細は過去のニュースレター NEWS LETTER VOL.9 GST 年次申告フォーム「GSTR-9」(前編)と NEWS LETTER VOL.10 GST 年次申告フォーム「GSTR-9」(後編)をご参照ください。

もし GSTR-9 と監査済決算書類との間に差異が発生している場合には、差異の理由を GSTR-9C に記載します。しかしながら、通常は GSTR-9 の準備と GST 監査は同時並行で進めるため、もし GST 監査において GSTR-9 の記載内容と監査済決算書類との間に差異が発見された場合には、GSTR-9 を適切に修正したうえで提出します（申告書の提出順序については、後述の通り GSTR-9 の提出後に GSTR-9C を提出する必要があるのですが、GST 監査そのものについては GSTR-9 の提出前に完了させておくのが一般的です）。従って、実務上は GSTR-9 と監査済決算書類との差異を GSTR-9C で報告することは通常ありません。

2. GSTR-9C の適用対象

GSTR-9C は、CGST 法 (Central Goods and Services Act, 2017) Section 35(5) において GST 監査が義務づけられている申告者が対象となります。具体的には、年間売上額が 2,000 万ルピー（約 2,800 万円）を超える企業に適用されます。

但し 2017-18 年度、2018-19 年度と 2019-20 年度は特例により、年間売上額が 2,000 万ルピー超 5,000 万ルピー（約 7,000 万円）以下の企業については GSTR-9C の提出は任意とされ、年間売上額が 5,000 万ルピーを超える企業のみ必須とされました。

なお GST の申告は GST 番号毎に行うため、複数の州で GST 番号を取得している企業は、GST 番号毎に GSTR-9C の申告をしなければなりません。例えば、カルナータカ州、タミルナドゥ州、アーンドラプラデシュ州、ケララ州の計 4 拠点で各 1,500 万ルピー（約 2,100 万円）ずつの売上を計上している企業は、全体で $1,500 \times 4 = 6,000$ 万ルピー（約 8,400 万円）の売上となるため GSTR-9C の対象となり、4 つの GST 番号毎にそれぞれ GSTR-9C の申告が必要となります。

3. GSTR-9C の作成者

GSTR-9C は、申告者の年次会計監査を担当していない勅許会計士 (Chartered Accountants) または原価会計士 (Cost Accountants) が GST 監査を実施したうえで作成し、承認しなければなりません。

4. GSTR-9C の申告期限

GSTR-9C の申告期限は GSTR-9 と同じく、翌会計年度の 12 月末です。

従って、2018-19 年度の GST 申告期限はもともと 2019 年 12 月末でした。しかしながら、この申告期限は再三に渡り延長され、2020 年 10 月時点での申告期限は 2020 年 12 月末となっています。一方、2019-20 年度の申告期限については 2020 年 12 月末となりますが、こちらは 2020 年 10 月時点では延長の発表はございません。

なお、GSTR-9C は GSTR-9 の提出後でなければ提出ができません。従って、GST 監査および申告の流れは下記の通りとなります。

1. 申告者が GSTR-9 のドラフトを作成
2. GSTR-9 および監査済決算書類の内容に基づき、GST 監査人が GST 監査を実施
3. 申告者が必要に応じて GSTR-9 を修正後、GSTR-9 を提出
4. GST 監査人が GSTR-9C を作成
5. 申告者が GSTR-9C を提出

5. GSTR-9C の延滞税

GSTR-9C の延滞税は特に定められていないため、CGST 法 (Central Goods and Services Act, 2017) Section 25 で定める一般罰金 (General Penalty) である Rs.25,000 のみが課されます。

但し、2017-18 年度、2018-19 年度、2019-20 年度については、売上額が 2,000 万ルピー以上 5,000 万ルピー未満の企業が GSTR-9C の提出が任意とされているため、例外的に延滞税が課税されることはありません。

以上

執筆者紹介 About the writer



吉盛 真一郎

慶応義塾大学経済学部卒。日本・香港・スリランカ・インドにて、日系企業の経理・財務・総務業務に約14年従事。スリランカにてCSR業務から派生したソーシャルビジネスの起業実績もあり、経営者として管理業務実績を数多く積んでいる。2019年よりバンガロールを中心とした南アジアに強い会計・税務コンサルタントとして日系企業のインド進出を支援している。
(第一章 担当)



木内 達哉

東京大学経済学部卒。IT業界での営業職を経て、経営企画室にて予算管理や内部統制整備、法務コンプライアンス業務、また、財務経理部に海外子会社の経理業務などを含む幅広い経営管理業務に約10年従事。2018年より南インドに移住し、インド会計・税務コンサルタントとして日系企業のインド進出を支援している。
(第二章 担当)

ニュースレターに関するご意見や、サービスに関するお問い合わせは下記よりご連絡ください。



Global Japan
Consulting

Global Japan AAP Consulting Private Limited

吉盛: s.yoshimori@g-japan.com / 木内: t.kiuchi@g-japan.com

当PDFドキュメントの内容、テキスト、画像等の無断転載・無断使用を固く禁じます。
また、NAVERまとめ等のまとめサイトへの引用を厳禁いたします。

Unauthorized copying and replication of the contents of this site, text and images are strictly prohibited.